

## 公 告

次の特定空き家等の所有者等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 17 日

比布町長 村 中 一 徳

### 1 対象となる特定空き家等

- (1) 所在地 上川郡比布町北町 1 丁目 487 番地 83
- (2) 家屋番号 487 番地 83
- (3) 構造 木造 1 階建て
- (4) 延べ床面積 68.59 m<sup>2</sup>

### 2 必要な措置の内容

4 の措置期限までに 1 の所有者等は、所在地上に存する特定空き家等を除却すること。

### 3 必要な措置を命ずる理由

1 の特定空き家等は、町道に面しており、日中の歩行者は多く、児童・生徒の通学路に指定されている。このことから、冬期間、屋根からの落雪により歩道を塞ぎ、通行人が生き埋めになる状態であり、幾度も落雪処理、生き埋めの安否確認等を実施している。

これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。

### 4 措置の期限

令和 4 年 10 月 31 日

### 5 比布町長による措置

1 の特定空き家等の所有者等が 4 の措置期限までに 2 の措置を行わない場合、又は、下記問合せ先へ措置に係わる通知をしない場合は、比布町長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により、土地に立ち入り、法第 14 条第 10 項の規定により当該措置を行う。

### 6 動産等の取扱い

比布町長又はその命じた者若しくは委任した者が、1 の特定空き家等を除却する場合は、建物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4 の措置期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問合せ先へ通知すること。

### 7 問合せ先

比布町役場総務企画課まちづくり推進室地域政策係  
電話 0166-85-2111（代表）・4802（直通）